

## 規則

横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例施行規則をここに公布する。

平成28年11月25日

横浜市長 林 文子

横浜市規則第103号

横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例（平成28年9月横浜市条例第45号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(規則で定める関係機関)

第2条 条例第11条第1項に規定する規則で定める関係機関は、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会及び同条第2項に規定する地区社会福祉協議会
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条の2第3項の規定により、横浜市から同条第1項の事業及び業務の実施の委託を受けた者
- (3) 横浜市地域ケアプラザ条例（平成3年9月横浜市条例第30号）第1条第1項に規定する地域ケアプラザの指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。次号において同じ。）
- (4) 横浜市精神障害者生活支援センター条例（平成11年3月横浜市条例第21号）第1条第1項に規定する精神障害者生活支援センターの指定管理者
- (5) その他前各号に準じて支援（条例第2条第2項第1号に規定する支援をいう。）を実施することのできる者として市長が認める関係機関

(身分証明書)

第3条 条例第12条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（別記様式）とする。

(委任)

第4条 この規則の施行に関し必要な事項は、健康福祉局長及び資源循環局長が定める。

附 則

この規則は、平成28年12月1日から施行する。

別記様式（第3条）

（表）

第 号	
身分証明書	
所属	
氏名	
上記の職員は、横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例第12条第1項の規定により立入調査又は質問をする権限を有する者であることを証明します。	
年 月 日	横浜市長 印

（縦 5.5 センチメートル 横 9.1 センチメートル）

（裏）

横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例（抜粋）

（立入調査等）

第12条 市長は、措置の実施に必要な限度において、その職員に、物の堆積等がされた建築物等に立ち入り、その状態を調査させ、又は堆積者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入調査又は質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があった場合は、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（備考）

- 1 紙質は、厚紙とすること。
- 2 紙色は白、刷色は黒とすること。